

## 「裾野市子ども・若者計画」(案) に対する意見募集結果

(子育て部 幼稚園・保育園課)

市では、子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう施策を展開するため、市における子ども・若者に関する施策を総合的、計画的に推進するために、「子ども・若者計画」を策定進めています。この度、下記の期間で市民の皆さんから、計画(案)に対する意見を募集しました。御協力ありがとうございました。

意見の概要と、それに対する市の考え方を公表します。意見は、趣旨を損なわない範囲で要約しました。

### 1 募集期間

令和7年12月22日(月曜日)～令和8年1月23日(金曜日)

### 2 意見の提出方法と件数

提出方法	人数(人)	件数(件)
担当課または支所に直接提出	0	0
郵送	0	0
ファクス	0	0
メール	0	0
パブリックコメント提出フォーム	1	1
計	1	1

### 3 意見の概要と市の考え方

別紙「パブリックコメント意見一覧および回答」のとおり

### 4 問い合わせ先

子育て部 幼稚園・保育園課

電話 055-995-1822

パブリックコメント意見一覧および回答  
 件名:裾野市子ども・若者計画(案)に対する意見募集

No.	該当ページ	該当項目	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	P13	基本目標1 基本方針1 (1)子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	<p>裾野市が「子どもの権利に関する宣言」の周知・啓発を予定している一方で、現在の広報方法では十分に浸透していない現状がある。実際、青少年育成市民会議が昨年開催した「こどもの権利ってなあに？」講演会・ワークショップは、庁内周知にもかかわらず職員の認知が低く、市民にも広く伝わっていないと感じた。今年子ども向けイベントを実施予定であるが、「子どもの権利」は子ども・若者の健全育成において重要であり、継続的かつ日常的な周知活動が必要と考える。広報すそのへの毎号掲載や、小中学校からのお便りに簡単な説明を添付するなど、年間を通した継続的な啓発を望む。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。「裾野市子どもの権利に関する宣言」の周知が十分でないのご指摘は重要な課題と受け止めています。いただいたご意見を踏まえて計画の記載は次の通り修正します。</p> <p>「子どもの権利への理解を深めるため、『裾野市子どもの権利に関する宣言（令和3年12月）』を、公式ウェブサイトや広報媒体に加え、学校や関係団体と連携した啓発活動により周知します。また、子どもの意見を聴くアンケート等を実施し、その声を市の計画や事業に反映する仕組みを推進します。」</p>